

4 「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく承認申請の審査手続

1 基本型

①申請書の受付（第44条）……………宅地審査防災課



②基準に基づく審査（第7条～第33条）…各部署

※目的

土地利用に対する各行政分野での規制・誘導の一貫性の確保と土地利用調整との連携により、各行政目的の実現と土地利用調整政策との整合を図る。（例えば、環境政策の一貫性（環境部）と土地利用調整における環境対策の（都市部）の連携のため）



③基準適合の確認……………宅地審査防災課



④承認手続（第46条）……………宅地審査防災課

2 「公共・公益的施設の整備基準」、「指導基準」の協議と承認申請の審査の連動

① 条例第45条の協議の対象となる基準のうち施設整備の基準（第14条～第19条）

協議担当課の協議済通知書をもって各課の審査が終了したものとみなし、当該基準部分の処理は宅地審査防災課のみの取扱いとする（上記1－②省略）

② 条例第45条の協議の対象となる基準のうち指導基準（第20条～第29条）

指導基準の協議の際、併せて「第7条から第13条の遵守基準」の審査が可能な場合（例えば、第21条の「緑化」の協議とセットで緑地確保の遵守基準への適合性を確認できる場合や、第25条の「環境配慮に係る措置」の協議とセットで環境確保の遵守基準への適合性を確認できる場合）は、協議済通知書の備考欄に『第●条の基準適合』などと記載することで、当該基準の審査が終了したものとみなし、当該基準部分の処理は宅地審査防災課のみの取扱いとする（上記1－②省略）